

事 務 連 絡  
平成18年9月29日

各検疫所 御中

医薬食品局食品安全部監視安全課  
輸入食品安全対策室

食品衛生法第26条第3項に基づく検査命令に係る別途指示等について

標記については、平成18年3月31日付け事務連絡（最終改正：平成18年9月4日付け事務連絡）によりお知らせしたところですが、同事務連絡の別添1の2に下記を追加し、別紙1のとおり改正するとともに、別紙2の別表18を追加するので、御了知の上、関係業者への周知方よろしく申し上げます。

記

- (15) ニュージーランド産生鮮アスパラガス（ジクロロボス及びナレド）  
別表18に掲げる輸出業者から輸出された生鮮アスパラガスに限る。